

意見書案第2号

精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり東近江市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和5年9月29日

東近江市議会議長
大橋保治様

提出者

東近江市議会 福祉教育こども常任委員会
委員長 山本直彦

精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める意見書

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰でもかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約 420 万人で国民の重要 5 大疾病中 1 位です。国民の 30 人に 1 人が精神障害の方で増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困りごとは人それぞれで違っていて、回復にはとても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べて雇用数、定着率はとても低い状況です。精神障害者家族会の全国組織が実施した先のアンケート調査結果では 1 箇月の平均収入は約 6 万円で、無年金者は 20% という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科通院に対してのみで、それ以外の診療科を受診する場合は 3 割負担となっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の 3 障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供することを規定しています。しかし、医療費助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科通院のみです。結果、医療費負担を気にして精神科以外の病気に対しての受診が遅れることも稀ではありません。

滋賀県保健医療計画には「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」とあります。精神障害者が安心して医療にかかることができるように、精神科入院医療費及び精神科以外の受診においても通院、入院医療費の助成制度が実現できるよう、また、障害等級についても 1 級及び 2 級に対応するよう、滋賀県における現行制度の改善を求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 9 月 日

滋賀県東近江市議会議長 大橋 保治

滋賀県知事 あて